

(仮称)「アートがそばにある暮らしポータルサイト」

構築等業務 公募型プロポーザル実施要領

(公財) 北九州市芸術文化振興財団

アート（文化芸術）には、生活に潤いや癒し、活力や笑顔、まだ見ぬ自分との出会いを生み出す可能性があります。そのアートの持つ力を信じて、市民の皆さんが手を伸ばせばいつでも文化芸術に触れることができるように、財団では「アートがそばにある暮らし」の実現を目指しています。

1 目的

市民が気軽に文化芸術に触れる機会のさらなる創出を図るため、「北九州市の文化芸術メディアサイト CulCul・かるかる」等をリニューアルして、(仮称)「アートがそばにある暮らしポータルサイト」を新規に立ち上げる。

閲覧しやすく使いやすさを備えたポータルサイトを活用することで、市内文化施設や文化芸術活動を行っている団体や個人を応援する仕組みなどの情報を、これまで以上に一元的に広く市民に発信し、市民の「アートがそばにある暮らし」の実現を目指す。

2 業務内容

- (1) 業務名 (仮称)「アートがそばにある暮らしポータルサイト」構築等業務
- (2) 業務内容 別紙「業務内容」の通り
- (3) 契約期間 契約締結日から令和5年3月31日まで
- (4) 選定方法 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規程に基づく随意契約を前提とした、公募型プロポーザル方式により、随意契約の候補者を選定する。

3 事業に係る予算上限額

10,000,000円（消費税及び地方消費税含む）

4 参加資格の要件

単独企業又はグループ（共同企業体）で参加できるものとする。本プロポーザルに参加を希望する者は、単独企業の場合は次に挙げる（1）～（6）を、グループ（共同企業体）の場合は（1）～（9）を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格者名簿に記載されていること。
- (3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 当該業務に関して専門的な知識及び実績を有しているほか、従事者の守秘義務の徹底など、情報セキュリティに関して十分な体制を有している者であること。
- (5) 過去5年以内に、公的機関や企業のウェブサイト等制作（改修を含む）、保守を受託した実績を有すること。
- (6) 暴力団員でないこと、また暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (7) 単独で応募した法人は、他で応募するグループ（共同企業体）の構成員とならないこと。
- (8) グループ（共同企業体）の構成員は、単独での応募又は他のグループ（共同企業体）の構成員として、重複して応募しないこと。
- (9) グループ（共同企業体）で応募する場合は、代表する法人を定めること。

5 参加資格の喪失

提案者が受託候補者の特定の日までに、次のいずれかに該当することになった場合は、本プロポーザル方式に係る参加資格を失うものとし、また既に提出された提案は無効とする。この場合において、財団は当該提案者に対し、本プロポーザル方式に係る参加資格を失った旨及びその理由を文書にて通知するものとする。

- (1) 前条に規定する参加資格の要件を満たす者ではなくなったとき。
- (2) 不正な利益を図る目的で委員会の委員等と接触したとき。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (4) 予算上限額を超えた見積書を提出したとき。
- (5) 提出期限までに企画提案書及び見積書を提出しないとき、及び提案に係るプレゼンテーションに参加しないとき。
- (6) その他、本実施要領の諸条件に違反したとき。

6 実施スケジュール

内容	日時
公募の開始	令和4年8月1日（月）
質問書の提出期限	令和4年8月8日（月）
質問書に対する回答	令和4年8月10日（水）
参加申出書の提出期限	令和4年8月18日（木）
企画提案書等の提出期限	令和4年8月31日（水）17時まで
プレゼンテーション	令和4年9月上旬予定
審査結果の通知 契約締結・業務開始	令和4年9月中旬予定

※このスケジュールは変更する場合がある。

7 説明会

本件に関する説明会は開催しない。

8 質問

質問がある場合は、「質問書」（様式1）により、電子メールで提出すること。

- (1) 提出期限

令和4年8月8日（月）まで

- (2) 提出方法

電子メール<bunkajouhoukikaku@kicpac.org>

※送信後、電話（093-562-2520）により受信確認を行うこと。

- (3) 質問に対する回答予定

令和4年8月10日（水）財団ホームページ（<http://www.kicpac.org/>）にて回答

9 参加申出書の提出

本件に参加を希望する者は、以下の通り「参加申出書」(様式2)を提出すること。なお、グループ(共同企業体)で参加の場合は、「構成員一覧表」(様式3)を併せて提出すること。

※本件の事業者として選出された場合は、速やかにグループ(共同企業体)結成にかかる協定書の写しを提出すること。

(1) 提出期限

令和4年8月18日(木)

(2) 提出書類

ア 「参加申出書」(様式2)

イ 過去5年以内に公的機関や企業のウェブサイト等制作(改修を含む)、保守を受託した実績がわかる資料

(3) 提出方法

電子メール<bunkajouhoukikaku@kicpac.org>

※送信後、電話(093-562-2520)により受信確認を行うこと。

(4) その他

期限内に参加申出書の提出のない者は、企画提案への参加を認めない。

10 企画提案書等の提出

(1) 企画提案書(様式自由)

すべてA4で作成すること。また提案書にはカバー等はせず、ステープル止めで提出すること。

ア 企画提案内容

業務目的達成のための考え方や事業の実施方針などを記載のうえ、別紙「業務内容」に沿って提案内容を記載すること。また、イメージ図を用いるなど、デザインセンスのわかるもの、視覚的にもわかりやすくなるように工夫すること。

イ 会社概要や実績

会社概要や類似業務の実績を記載すること。なお、複数の企業で提案する場合はどの構成企業による実績であるかを明記すること。

ウ 実施体制

本業務の実施体制図、配置を予定している要員、保有資格などを記載すること。

エ 業務計画

本委託業務全体のスケジュール、各項目の実施期間等を記載すること。

オ 構築後60ヵ月間に想定される利用費用(維持管理費・運営経費等)を記載すること。

(2) 見積書(様式自由)

見積書金額総額及び明細(地方消費税及び地方消費税相当額を合計した金額で、詳細がわかるように記載すること。)

(3) 概要書(様式自由)

提案内容を一覧にまとめたものを提出すること。

(4) 提出方法等

ア 提出部数

① 正本(社名のあるもの) 1部

② 副本(社名のないもの) 4部

※副本には提案者が特定できるような社名・ロゴマーク等を記載しないこと。

イ 提出期限

令和4年8月31日（水）17時まで

ウ 提出方法

持参または書留郵便（提出期限必着）にて郵送すること。

エ 提案のための費用負担

提案に係る費用は、すべて提案者の負担とする。

オ 提案書の提出辞退

提案を辞退する場合は「参加辞退届」（様式4）の提出を必要とする。

電子メール<bunkajouhoukikaku@kicpac.org>

※送信後、電話（093-562-2520）により受信確認を行うこと。

（5）その他

ア 提案書の取り扱い

① 提案書の提出後、提案書の追加及び変更は認めない。

② 提出された提案書等は複製する場合がある。

③ 提出された提案書等は返却しないものとする。

イ 秘密の厳守

本プロポーザルにより、知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

1.1 提案のプレゼンテーション

（1）日 時 令和4年9月上旬

※財団が指定する日時で調整予定

（2）場 所 財団が指定する場所

※時間と場所は別途指定し連絡する。

（3）説明時間 持ち時間30分（目安時間：説明20分、質疑応答10分）とする。

（4）参加人数 1社2名程度とする。

1.2 審査方法及び審査基準

（1）審査方法

受託候補者の選定は、プロポーザル審査委員会において実施する。提出書類及びプレゼンテーションの内容を踏まえ、別紙「企画提案 評価の考え方」を基に100点満点で採点のうえ、合計点について最高点となった者を選定する。審査結果が同点の場合、審査委員会において協議の上決定する。

（2）審査基準

別紙「企画提案 評価の考え方」を参照

1.3 審査結果の通知

受託候補者を特定したときは、速やかに提案者全員に次の事項を通知するものとする。

（1）受託候補者として特定した又は受託候補者として特定されなかった旨

（2）当該提案者の順位及び点数

（3）受託候補者として特定されなかった提案者については、その理由について、所定の期限までに説明を求めることができる旨

1 4 審査結果の公表

受託候補者を特定した場合は、速やかに財団ホームページに次の事項を公表するものとする。

- (1) 受託候補者の商号又は名称
- (2) 提案者数
- (3) 提案者（受託候補者のみ商号又は名称を表示）の評価結果
- (4) 審査委員会の委員（外部委員を含む）の氏名及び職名
- (5) 審査委員会における受託候補者に対する主な意見

1 5 受託候補者との契約締結

- (1) 財団は、審査結果の通知後に、受託候補者と当該業務委託に係る詳細について必要な協議を行う。
この協議において、企画提案書に記載した提案内容について、業務受託候補者からの変更は原則認められない。ただし、財団に不利にならない変更であって、プロポーザル方式審査の公平性、透明性及び競争性に影響を及ぼさないものについては除く。
- (2) 協議が整った場合は、受託候補者からあらためて見積書を徴収し、見積書を精査のうえ随意契約による契約の締結を行う。
- (3) 協議が整わない場合は、次点者と順次協議を行い、新たな受託候補者を決定のうえ、その者と協議が整った場合は、契約を締結する。受託候補者が契約締結の日までに北九州市から指名停止を受けた場合も同様とする。
- (4) 契約保証金は契約額の100分の5の額とする。ただし、契約の相手方が北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号）第25条第7項第1号又は第3号に該当する場合は免除する。
- (5) 受託候補者が業務委託におけるプロポーザル方式実施要領の5参加資格の喪失に該当することが判明した場合は、受託候補者としての資格を取り消す。この場合は、上記（3）と同様に処理する。
- (6) その他、本書に定めのない事項は、地方自治法、同法施行令、財団契約事務取扱要綱および北九州市の業務委託におけるプロポーザル方式実施要領等の関係規定の定めに従い処理する。

1 6 その他

企画提案書を提出した後は、実施要領、業務内容、企画提案書様式等の資料についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 7 問い合わせ先

公益財団法人 北九州市芸術文化振興財団 経営企画室 文化情報企画係
〒803-0812 北九州市小倉北区室町1丁目1-11-5F
電話：093-562-2520（10時～17時）
電子メール＜bunkajouhoukikaku@kicpac.org＞

「企画提案 評価の考え方」

評価項目	評価基準	配点
業務目的の 実行性	◎業務目的に沿った十分な成果が見込めるか。 ◎業務目的を十分に理解し、業務内容の趣旨に沿った提案となっているか。 ◎業務内容「ポータルサイトの構成（標準）」の内容が盛り込まれているか。	10
企画	◎業務内容「ポータルサイトの構成（標準）」の内容のほか、業務の効果を最大限に高めるための独自性や創意工夫があるか。 ◎継続して多くの人が利用したくなる企画や仕組みが盛り込まれているか。 ◎常に新しい情報が更新されているポータルサイトとしての見せ方が可能な工夫が盛り込まれているか。 ◎SNS の特性をいかしたポータルサイトとの連動など、情報発信などに工夫が見られるか。 ◎提案者の強みを活かした提案内容となっているか。 ◎運用変更等が生じた場合に柔軟に対応できる提案内容となっているか。	25
利便性	◎多様化するニーズに対応できるよう、使いやすく充実した検索機能が盛り込まれているか。 ◎イベントの情報入力システムに工夫があり、情報入力の手間が大幅に軽減され、専門的知識のない職員等でも入力しやすいものとなっているか。 ◎利便性が高く誰もが利用しやすいポータルサイトとなっているか。	20
デザイン性	◎「アートがそばにある暮らし」を感じる魅力的なデザインとなっているか。 ◎サイト構成や見せ方などに工夫があり、あらゆる層の人々が利用したくなる訴求力のあるデザインとなっているか。 ◎スマートフォンや PC などマルチデバイス対応が可能なレスポンスデザインを取り入れているか。	20
業務実施体制	◎業務を適切に執行するために必要な専門的な知識・能力を有しているか。 ◎同種の業務実績があるか。 ◎実施スケジュールや計画が、実現可能な内容となっているか。 ◎システムの構築並びに運用・保守に必要なスタッフ体制が確保できると認められるか。 ◎ウィルス対策や情報漏洩、また情報セキュリティ等に対する対策が十分な提案であるか。 ◎停電などシステム停止等の障害発生時に、データの滅失等を防ぐ機能や、速やかに復旧できるシステムを備えているか。	15
総見積額	◎「ポータルサイト構築業務」見積額及び想定される「保守運用60ヵ月分」見積額を総見積額として評価できる内容となっているか。	10
合 計		100